東海地震、東南海・南海地震や首都直下地震の発生が切迫している状況を踏まえ、大地震等に対応した防災体制を整備・強化するため、平成１９年６月２２日に消防法の一部が改正され、大規模高層ビル等の管理権原者には、下記のような項目が義務付けられた。（施行日：平成２１年６月１日）

改正の対象となる防火対象物

対象物用途	規模	
共同住宅 格納庫等 倉庫 以外の全ての用途	① 階数が１１以上 延べ面積10,000㎡以上	② 階数が５以上１０以下 延べ面積20,000㎡以上
	③ 階数が４以下 延べ面積50,000㎡以上	④ 地下街 延べ面積 1,000㎡以上

≪ 改 正 概 要 ≫

管理権原者

① 防災管理者の選任・届出

防災管理者を選任し、大規模地震に対応した消防計画の作成とその消防計画に併せて防災管理上必要な業務を実施させなければならない。

② 防災管理に係る 消防計画の作成・届出

大地震発生時の被害を想定し、家具等の落下転倒防止などの被害軽減措置、応急措置、救援救護、避難誘導等を円滑に行う消防計画を作成し、消防機関へ届出を行わなければならない。

③自衛消防組織の設置・届出

「自分達の働く建物は自分達で守る」という考えを基本に、初期消火、通報、避難誘導、救出救護等を行う人的な組織を設置し、消防機関へ届出を行わなければならない。

④ 防災管理点検報告

防災管理点検資格者により主に①、②、③などについて年１回点検を実施し、消防機関に報告を行わなければならない。

特例認定

施行から３年が経過する平成２４年６月１日以降に特例認定の申請ができる。申請のあった日から過去３年に遡って特例認定項目について確認するとともに建物検査を実施した結果、不備がない場合は、特例認定を受けることができ、当該認定を受けた日から３年間は、防災管理点検報告が免除となる。

認定通知書交付式を開催